

NPOとの協働に向けて～NPOとの協働を進めるためのガイドライン～概要版

第1章 はじめに

1 ガイドライン策定の趣旨

「社会貢献活動の支援に関する条例」(平成10年3月制定)、「社会貢献活動の支援に関する指針」(平成11年3月策定)及び「岩手県総合計画」(平成11年8月策定)に基づき策定。

NPOと対等なパートナーとして協力しあう「協働」の重要性に鑑み、県が全庁的に協働を行うための基本的な考え方を明確にするもの。内容については随時柔軟に見直しを行う。

2 社会環境の変化とNPO

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化、財政状況の悪化の中、行政は、より効果的・効率的な行政サービスの提供が求められている。新たな公共の担い手としてのNPOが登場。NPOは、行政や企業にはない様々な特性を持ち、今後の地域社会の活性化を図る鍵である。

3 県の施策の方向

NPOとの協働は「夢県土いわて」の実現につながるものであり、県としては今後、NPOとの協働を強力に推進する。

協働にあわせ、NPO活動が円滑に行われるための側面的な支援も継続して行う。

第3章 協働についての基本的な考え方

1 協働とは

「県におけるNPOとの協働とは、NPOと県とが共通の問題意識を持つ領域において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあう関係」のこと

2 協働の意義

県にとっては、NPOの特性を県政に取り入れることで行政サービスの質の向上が図られるとともに、行動原理等の異なるNPOと接することで行政体質を改善する契機とすることが期待できる

NPOにとっては、NPOが自らの社会的使命を実現する機会が増え、活動の活発化につながる

県民にとっては、自己決定、自己責任を基調とする新たな社会の形成につながるとともに、きめ細かな行政サービスの提供を受けることが出来、また、自らが行政サービスの提供主体となることで、行政サービスについての議論を深めることができる

3 協働の形態と役割分担

協働の形態としては以下のような形態が考えられる

補助、委託、共催、実行委員会・協議会への参加、NPOからの提案受け入れ、公的財産の提供・貸与、後援、情報提供・情報交換、審議会・各種委員会等への参画依頼

4 協働になじむ事業

(1) 協働になじむ事業の性質

- きめ細かな対応が求められる事業
- 地域の実情にあわせることが必要な事業
- 多くの人々の参加が有効な事業
- 高い専門性が求められる事業
- 行政が着手したことのない先駆的な事業
- 当事者性を発揮し主体的に活動することが求められる事業

(2) 協働になじむ事業の形態

- 政策形成に関するもの
- 公的施設の管理運営や企画に関するもの
- 各種イベントに関するもの
- 講座・講習に関するもの
- 相談・助言に関するもの
- 調査研究に関するもの
- 広報・啓発に関するもの
- 政策評価など外部診断、客観的評価に関するもの
- NPOの全国的なネットワークを生かすもの

第4章 協働を進めるための基盤整備

1 職員の意識改革及び庁内体制の整備

職員はNPOをよく理解し、協働に前向きに取り組む姿勢を持つことが必要であるとともに、組織として協働を推進するための体制を整備することが必要

- 対策(1)「NPO・ボランティア活動促進連絡会議」を活用し全庁的に協働を推進する。
- (2)NPOとの協働を推進する中心的な役割を担う職員として、すべての職場に一名以上の「NPO協働推進員」を設置する。
- (3)顧客であるNPO起点に立ち、各部署でのその場での顧客対応及び総合窓口の設置等によるワンストップサービスの取り組みを進める。
- (4)協働を進めるための具体的なマニュアルを整備する。

2 県としてのNPO活動の支援

協働の相手方であるNPOには高い事業遂行能力が必要

対策：NPOが抱える課題の解決に向けた支援事業を実施する。

3 協働関係構築に向けた中間支援NPO等との連携

県とNPOとの協働関係を着実かつ速やかに実施するために、両者をコーディネートする役割が必要(中間支援NPOにその役割を期待)

- 対策(1)県と中間支援NPO間での情報提供・収集体制を構築する。
- (2)中間支援NPOに対する会議や政策形成過程等への参加依頼、NPOが主催する会議等への県からの出席等を行い、事業実施過程における連携を図る。

4 市町村との連携

各市町村と連携してNPOとの協働を推進するよう努めることが必要

対策：説明会の開催等により市町村との連携に努める。

第2章 NPOとは何か

1 NPOとは

本ガイドラインにおけるNPOとは、特定非営利活動法人(NPO法人)及びボランティア団体・市民活動団体を指す

このガイドラインでは、新たな協働の相手方であるNPOに焦点を当てていますが、協働は行政サービスの質を向上させるための手段であり、住民にとってよりよいサービスを提供できる方法は何かという視点から、民間企業や既存の団体(公益法人、自治会・町内会等)も含め、あらゆる団体の中から協働の相手方を選定すべきであるといえます。

2 NPOの特性

NPOには、非営利性、自主性、先駆性・機敏性・柔軟性、専門性、当事者性・地域性、現場感覚等といった特性があり、これらの特性を十分に理解したうえでそれらを生かせる協働を行う必要がある。

3 NPOと行政・企業との違い

協働を行ううえで理解しておくべき行政とNPOの違いとしては、受益範囲、収入構造、行動原理の違い等があるといえる。

企業とNPOとの違いとしては、活動目的の営利性において違いがあるといえる。

第5章 NPOとの協働の推進指針

1 協働を進めるうえでの留意点(全職員が理解すべきこと)

- (1)行政とNPOとの違いを理解する
- (2)対等な協働と信頼関係の構築
- (3)NPOとの役割分担の明確化
- (4)行政の意思決定システムについての十分な説明

2 県がNPOとの協働を進めるためのポイント

- 1 NPOからの提案の受け入れ...NPOからの提案を受け入れ事業化を検討する
- 2 事業実施における計画段階からの協働の検討...NPOとの協働の導入を常に検討する
- 3 最も効果的な協働形態の選択...事業目的等から最も効果的な協働形態を選択する
- 4 最も相応しい協働相手の選定...協働の相手は広く募集し公平な手続により選定する
- 5 事業実施後の評価の実施...県、NPO双方による評価を実施し、検証を行う
- 6 情報公開の実施...情報を一元化し、積極的な情報公開を実施する
- 7 パイロット事業の実施...協働を着実かつ速やかに行うため先導的事業の実施を検討する